

近世「町」共同体における都市居住システムに関する研究(1)(梗概)

都市居住史研究会
代表 谷 直樹

1. はじめに

本研究は、近世における「町」共同体の空間構造と社会構造を解明し、わが国の風土や伝統の中で育まれてきた都市居住のシステムを描き出すことを課題とするものである。

近世の町人地においては、きわめて高密度でありながら、比較的成熟した都市生活が営まれていた。それは住宅の形式や形態によってだけでなく、近世的「町」共同体に代表される空間構造と社会構造によっても支えられていたとみることができる。これらの都市居住を支える様々の仕組みが有機的に運用されていた状態を、本研究では「居住システム」と呼んでいる。

たとえば町内や町同士の付き合い方や紛争を解決するための様々な取り決め、橋などの公的・半公的施設に対する合理的な負担の方法、さらには職人町の分布にみる土地利用に関する規制と誘導などはその例である。

ところで今日の都市居住の現状をみると、たとえば共同住宅の管理や近隣コミュニティの活動、都市施設の整備運営など、そのシステムが十分に確立しているとはいえない。そのシステムを確立させるために、諸外国の制度に範を求める場合も多いが、それとともに日本的風土により適合した居住システムを確立するために、日本の都市生活の伝統と知恵に学ぶことも重要であると思われる。

本研究は、以上のような問題意識から、江戸時代における成熟した都市居住のシステムを、歴史の蓄積の厚い京都・大坂・奈良の3都市に求め、住宅・都市生活・居住地経営・居住地管理などの側面から多角的に検討しようとするものである。

本研究の方法は史料研究を基礎としつつ実地調査を併用している。まず近世都市に関する史料の中から本研究の課題に即してできるだけ多数の史料を収集し、それを都市居住の観点から整理した。現在収集・確認した史料の点数は約1000点に達するが、その内訳は「町定」(町法)約120点、「水帳絵図」約100点、「町触」約400点、証書類約300点などである。このうち「町定」は表1のとおり、京都53点、大坂59点、奈良9点の所在確認をし、写真撮影、筆写を大部分終了し、一部についてはその作業を継

続している。

一方、歴史資料は具体的な空間との対応が可能であれば一層理解を深めることができる。そこで入手史料との対応を考慮しつつ、いくつかの地域について遺構の現地調査を行い、可能な範囲で近世の地割り、町並み、建築状況を復元した。今年度は大阪の谷町の長屋街区、奈良の奈良町の町会所の調査を終了した。

居住システムと一口にいても、具体的な項目は個別研究によってのみ明らかになることから、それがどのように実体化していったのかを追求するためには、特定の町における居住の実態を調査する必要がある。そこで本報告では3都市の個別の「町」をモデルに取り上げ、それぞれの居住システムを検討した。その際、本研究の課題に迫るために、できる限り、同一のテーマに沿ったデータを収集して概説を試みた。以下では、京都の山鉾町、大坂の船場、奈良の奈良町における個別町を取り上げ、3都市における居住システムの事例報告とした。

2. 京都——山鉾町

京都の町は上下京の古町・西陣の町・東西本願寺寺内町・新地といったいくつかの地域に区分し、それぞれから特定の町を選んで研究対象とすることが妥当であろうが、ここでは下京の古町である山鉾町を対象とした。山鉾町を選択したのは、安土桃山時代から存在が史料のうえで確認できるというほかに、町法をはじめ、史料となる町有文書が比較的多く残されていることにもよる。

(1) 町の形態

京都における「町」の歴史はおそらく室町時代に始まる。ここでいう町とは、単に居住空間というだけではなく、空間を共有するひとびとがつくりあげた独立した自治組織をも意味する。林屋辰三郎氏によれば、京都の民衆は、京戸→京童→町衆→町人という市民への発展過程をたどってきた。このうち居住空間である町に集結し、強い団結を維持した自治組織が町衆である。町とは、従来は貴族あるいは寺社に隷属していた都市住民が、みずから組織した自治団体ともいいかえることができる。「町の自治」ということばには排他的な側面があり、現在の

視点からは、まるごと肯定できるわけではない。しかし、それにもかかわらず町の形成と町衆の活動は市民形成の重要なステップであることに違いはない。

上の意味での町が確立し、さらに個別の町が集まり町組を組織し、その活動が史料にあらわれてくるのは天文

年間（1532～1555）のことで、応仁・文明の大乱、およびその後の無秩序状況の中で、自己防衛・相互扶助の必要があったことを契機としている。たとえば、天文2年に祇園祭山鉾巡行が中止されようとしたときに、下京66カ町の代表が巡行中止の撤回を祇園社に要求している

表1. 京都・大坂・奈良の町定

(京 都)				(大 坂)			
No	町 名	年 代	表 題	No	町 名	年 代	表 題
1	冷泉町(中京区)	天正16年3月	「家うりかい定之事」	1	粉川町	享保12年	「町定帳」
2	下本能寺町(中京区)	文禄3年7月	「定法度条々」	2	炭屋町	元文2年	「炭屋町定目」
3	鶏鉾町(下京区)	文禄5年7月	「定法度」	3	南米屋町	寛保2年	「丁中式目帳」
4	衣棚町(中京区)	慶長10年10月	「法度」	4	片町	寛延3年	「町儀之覚帳」
5	冷泉町(中京区)	元和6年3月	「定条々」	5	北組本堺町	宝暦3年	「町内定目録」
6	下本能寺町(中京区)	元和6年9月	「定町中之法度」	6	炭屋町	宝暦12年	「炭屋町定目」
7	中之町(下京区)	寛永13年10月	「町中式目」	7	炭屋町	宝暦12年	「炭屋町定目」
8	清和院町(上京区)	寛永16年11月	「定法度之事」	8	炭屋町	明和2年	「式目帳」
9	鶏鉾町(下京区)	慶安1年8月	「定法度」	9	立売堀北側三丁目	明和4年	「永代帳」
10	中立売町(上京区)	明暦2年以前	「定」	10	上本町四丁目北半町	明和4年	「町内式目録」
11	中立売町(上京区)	明暦2年3月	「定」	11	南米屋町	明和5年	「丁中追式目」
12	西竹屋町(中京区)	明暦2年7月	「町中定置処之条々」	12	西高津新地五～六丁目	明和6年	「会所書物諸式有物控」
13	衣棚突抜町(中京区)	明暦2年7月	「当町式目」	13	本堺町	明和7年	「本堺町会所留帳」
14	清和院町(上京区)	万治2年5月	「町中定之事」	14	炭屋町	安永6年	「式目帳」
15	長刀鉾町(下京区)	寛文3年6月	「定」	15	北久太郎町二丁目	安永6年	「定書写」
16	町頭南町(中京区)	寛文7年2月	「町中法度之覚」	16	南本町四丁目	天明2年	「九月町内式目」
17	六角町(中京区)	寛文13年6月	「御町法度之覚」	17	二本松町	天明3年	「町内式目帳」
18	東福寺門前(東山区)	延宝6年12月	「法度之条々」	18	炭屋町	天明4年	「式目帳」
19	町頭南町(中京区)	元禄9年	「町内之法度覚」	19	難波新地三丁目	天明8年	「式目録帳」
20	小京町(下京区)	元禄14年	「町内式目之事」	20	北久太郎町五丁目	天明8年	「町内式目写」
21	西上之町(上京区)	宝永2年3月	「町式定」	21	順慶町一丁目	寛政2年	「式目帳」
22	柳八幡町(中京区)	享保1年8月	「諸事町中式目之定」	22	立売堀北側三丁目	寛政7年	「永代帳」
23	饅頭屋町(中京区)	享保4年4月	「定」	23	本町一丁目	寛政11年	「当町内控定式目写」
24	本町一丁目(東山区)	享保8年10月	「定」	24	道頓堀立慶町	寛政13年	「町内式目定」
25	銷薬師町(中京区)	享保8年10月	「町之法式」	25	長堀茂左衛門町	文化2年	「町内式目諸用控」
26	塩竈町(下京区)	享保11年9月	「毎月二日寄合口上」	26	西高津新地五～六丁目	文化5年	「会所繕い普請入用割方帳」
27	二条西洞院町(中京区)	享保11年10月	「定」	27	西高津新地五～六丁目	文化5年	「会所附諸色諸道具帳」
28	役行者町(中京区)	享保13年8月	「町内口」	28	升屋町	文化5年	「式目定」
29	和泉屋町(下京区)	享保18年前後	「町儀式目」	29	天満九丁目	文化5年	「諸出銀定帳」
30	上善寺町(上京区)	元文2年3月	「家売買町中定」	30	本堺町	文化8年	「丁内定目録」
31	芝大宮町(上京区)	元文5年9月	「定」	31	未詳	文化13年	「式目」
32	本町一丁目(東山区)	延享5年5月	「町内定」	32	金沢町	文政年間	「諸祝儀式目并勘定立帳」
33	南新在家町(上京区)	寛延3年11月	「町内定式目」	33	白髪町	文政2年	「町内式目諸用控」
34	西御門町(東山区)	宝暦3年11月	「町内定」	34	菊屋町	文政2年	「町内式目諸用控」
35	和泉屋町(下京区)	宝暦9年6月	「町内申合之事」	35	西高津町	文政5年	「町内式目写」
36	若松町(中京区)	明和4年以前	「買得之節出銀之覚」	36	北久太郎町	文政5年	「町内定書写」
37	金屋町(中京区)	明和5年2月	「町儀之法式」	37	南農人町一丁目	文政7年	「諸祝儀式目并年中勘定書帳」
38	足袋屋町(下京区)	明和6年5月	「町法定」	38	南米屋町	文政7年	「年中勘定仕立立」
39	大黒町(下京区)	明和7年10月	「町式目之事」	39	高間町	文政7年	「式目帳」
40	若松町(中京区)	安永8年12月	「町儀式目之覚」	40	京橋三丁目～四丁目	文政8年	「年中勘定仕立立」
41	作庵町(上京区)	寛政2年8月	「町式目并諸記録」	41	京橋三丁目	文政8年	「諸祝儀式目帳」
42	下柳原南半町(上京区)	寛政8年1月	「定」	42	升屋町	天保4年	「町内諸事用要控」
43	山名町(上京区)	寛政9年5月	「式目定」	43	南米屋町	天保4年	「町内申合帳」
44	西龜屋町(上京区)	享和3年	「町計定」	44	三郎右衛門町	天保7年	「諸祝儀式目年中勘定仕立帳写」
45	若松町(中京区)	文化3年3月	「諸祝儀目録」	45	大宝寺町	天保8年	「式法帳」
46	上善寺町(上京区)	文化5年5月	「定」	46	大宝寺町	天保8年	「申合帳」
47	南新在家町(上京区)	文化6年1月	「定」	47	順慶町二丁目	天保10年	「町内式目写」
48	衣棚南町(中京区)	文化2年11月	「町中掟書」	48	長堀茂左衛門町	天保11年	「丁内式目帳」
49	山川町(下京区)	寛政～文化年間	「法度」	49	北久太郎町	弘化4年	「町規控」
50	姥ヶ榎町(上京区)	天保13年3月	「定」	50	未詳	弘化5年	「建家買求祝儀式目」
51	丸屋町(下京区)	天保14年9月	「式目」	51	難屋町	嘉永1年	「式目帳」
52	芦刈山町(下京区)	未詳	「町式目」	52	未詳	安政2年	「町内式目写」
53	若松町(中京区)	未詳	「定」	53	北久太郎町	安政3年	「新規申合帳」
				54	京橋三丁目	安政3年	「町中申定書」
				55	北久宝寺五丁目	元治2年	「町内式目」
				56	久左衛門町	慶応4年	「町内定」
				57	幸町一丁目	未詳	「諸祝儀出銀申合式目」
				58	安土町三丁目	未詳	「町内諸入用控」
				59	難波新地三丁目	未詳	「奠地式目」

(奈 良)			
No	町 名	年 代	表 題
1	高島町	寛文13年	「町々留帳」
2	奈良某町	元禄14年	「町定写」
3	鴨川町	宝暦13年	「町定之一件」
4	中筋町	明和8年	「年中行事式目帳」
5	高島町	文化11年～	「町々留帳」
6	下高島町	文化年間	「留書帳」
7	奈良某町	文政4年	「年中行事町内定例」
8	中筋町	天保8年	「町政記録集」
9	餅飯殿町	嘉永2年	「町政諸記録」

『祇園執行日記』)。この祇園祭の山鉦が応仁・文明の大乱後に復興し、町を単位として巡行に参加したことはいうまでもない。さらに永禄年間（1558～1570）に入れば固有名詞としての町名が史料に記されるようになった。

集団としての「町」の形成は、同時に新たな空間一両側町一の形成でもある。平安京の条坊制の町、すなわち街路で区切られた正方形の居住空間がしだいに崩壊し、変容の過程を経て、街路をはさんだ両側がひとつのまとまりある空間、つまり「町」の空間になっていった。この両側町の発生は応仁・文明の大乱前後とみられていて、両側町の両端に木戸を設置すれば、防御に適する閉じられた1画になることが主な要因である。山鉦町も以上の過程で生まれた町まちのひとつである。

京都の市街景観を表現するのに「碁盤の目」ということが頻用されるが、いわゆる上下京の古町といわれる部分ではむしろ短冊という形容があてはまる。これは天正年間の豊臣秀吉による都市改造の結果、従来の南北街路の間に新たな街路をひらき、密度の高い都市空間を開発したことによる現象にはかならない。つまり平安京以来の正方形の1街区を、南北に長いふたつの短冊に分割したわけである。

しかし、秀吉の施策にもかかわらず、方1町の正方形街区を維持し、今に伝えているのが四条室町の「鉦の辻」を中心とした山鉦町一帯で、町の東西幅が広い、つまり宅地の奥行きが深いという特徴をもつ。正方形街区が保存されたのは山鉦町の経済的実力に秀吉が敬意を表したという説もあるが、むしろ、正方形街区地域には辻子と呼ばれる小径が発達し、高密度空間が秀吉以前から存在していた。また方1町の中心に寺社が位置することも多

く、開発の必要がなかったとみたほうがよい。

(2) 家屋・居住者の動態

山鉦町のひとつである六角町（新町通六角下る）は、別名を北観音山町ともいい、祇園祭の山鉦巡行において北観音山を出す町である。南北に走る新町通に面して、東西に向かい合う家並みで構成された町は、北は六角通、南は蛸薬師通に至る。町名は、六角通と新町通（古名を町通という）のふたつの街路名に由来する。つまり六角という町ではなく、六角・町（まち）なのである。

六角町の家並み（宅地割り）は、延宝2年（1674）1月、明和4年（1767）11月の段階で判明する（図1）。両者とも、おのおのの宅地の間口・奥行き、および所有者（役負担者）が判明するわけであるが、前者は宅地数34カ所（うち2カ所は町有）・所有者27名となっている。かりに所有者がすべて六角町居住者だととして、自分居住の宅地1カ所を除いてほかは貸家いそもちにしていると仮定すれば、延宝2年段階の六角町の家持町人は27名、借家人は5名ということになる。ここで延宝2年以前の史料を参照すると、寛永12年（1635）の住民構成は家持31名・借家人10名、同14年には家持28名・借家人15名となっていた。

宅地数（筆数）に注目すると、寛永12年41カ所+ α （ α は町有宅地）、同14年43カ所+ β （同前）、延宝2年34カ所と、カッコつきながら減少傾向にあるようである。また、家持町人の数は明らかに減少しているにもかかわらず、借家人数が減少しているのは、家持が町内の宅地を集積し、合併したうえで自分自身の居住空間を拡大していたからだと思われる。その動向は明和4年の地割りにあら

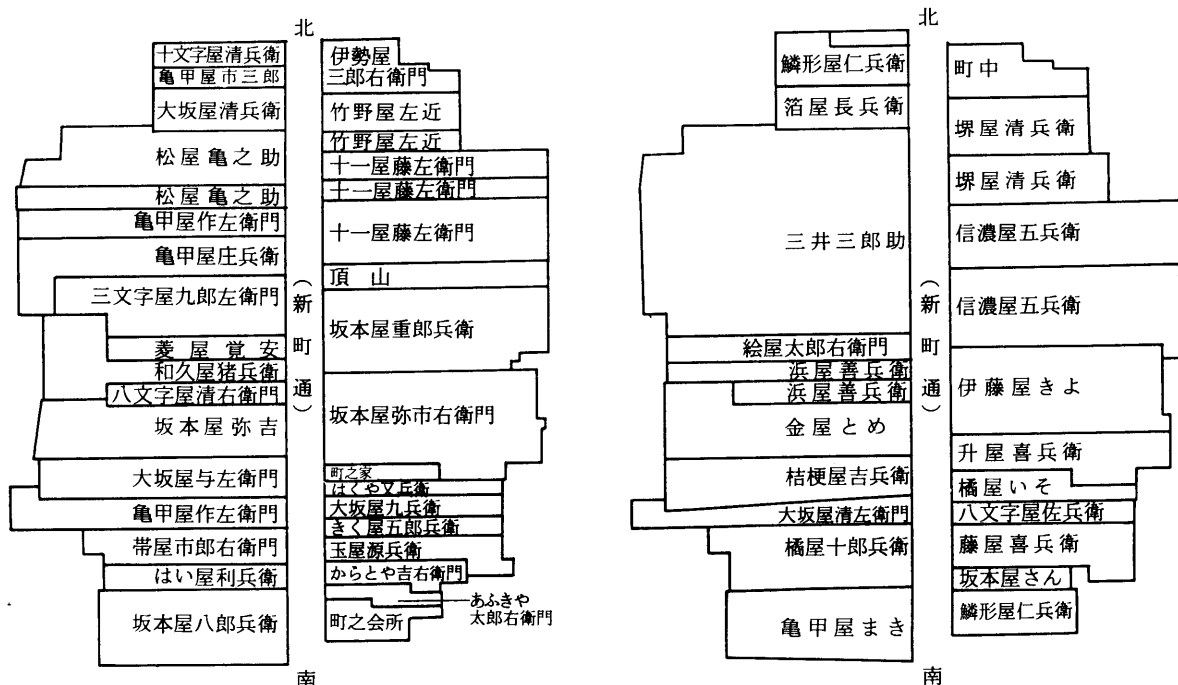


図1. 六角町地割り図(左;延宝2年1月, 右;明和4年11日)

われている。

明和4年段階では宅地数23カ所（うち1カ所町有）・所有者19名となっていて、宅地数・家持数ともに著しい減少をみせている。なかでも三井家の京両替店および新町家の居宅が大規模な集積を行っている。三井家は貞享3年（1686）以来町内の宅地の買得を続け、間口21間以上の威容をみせることになった。この時期、三井家は別として、間口3間以下の宅地が5カ所（延宝2年19カ所）であるのに対し間口5間以上が10カ所で、宅地の合併・集積が進行していることが判明する。これは町内における階層分化であるが、居住空間という観点からは、宅地（家屋）規模の大小差がしだいに大きくなり、間口が狭く奥行きが深い京の町家というイメージに修正を迫るような変化が起こっていたのである。

借家の形態で、大坂に比較して京都では長屋形式の裏借家は少ないといわれるが、六角町では上2例では裏借家の存在は確認できない。しかし、同じく祇園祭のいわゆる山鉾町である錦小路通室町西入天神山町の文化5年（1808）段階の町絵図（竈図）では裏長屋が数カ所見受けられ、長屋の住人は町内の家持・借家人の数に入っていない。同じことが六角町にもあてはまるとすれば、借家人の数はもっと加算されるわけであるが、これについてはさらに検討を要する。

町内居住者の同一屋敷における居住継続年数をみると、家持層については上限を延宝2年（1674）とし、『家売買之帳』によってそれより遡りうるものは含めることとし、下限は明治元年（1868）とした。従って延宝以前に遡って上限が不明なものと、明治以降に継続した年数は切り捨ててある。当町では延宝以降明治まで継続した家はなく、三井家が最も長く182年に及び、平均居住年数は31年9カ月となる。またこれを10年ごとに区切って継続年数の分布をみると0～10年が30%と最も多く、0～30年では64.9%となる。これは同様の操作をして得られた下本能寺前町の居住継続年分布と近似した値になり、ある程度京都の一般性を示していると考えられる。

借家人については天保以降の史料しかないが、幕末の元治の大火（1864）まででは、83例中57例の居住年数が判明し、その平均は4年弱に過ぎない。

(3) 町の運営と管理

イ. 町定

六角町には寛文13年（1673）に定められた「御町法度」があり、町法の中でもとくに職商規定といわれるものをまとめている。職商規定とは、特定の職業者には町内の家の売却を許可しないという条項で、とくに江戸時代初期の町法にはこの規定が盛り込まれていることが多い。つまり特定の業種の人間を排除する規定である。

六角町においては、米屋・検校・青屋などの染物屋・猿楽・薬缶屋・鍛冶屋・似せ箔屋・油屋・練物屋・麴屋を列挙し、家を売却することはもちろん、借家を貸すことも禁止している。ただし、これらの職種は六角町独特のものではなく、たとえば元和6年（1620）の下本能寺町の「定町中之法度」、享保元年（1716）の柳八幡町「諸事町中式目之定」などでも、環境悪化をもたらすような職業者を排除することが規定されている。

六角町はむしろ江戸時代初期には高級呉服商を中心とした商人の居住する町である。たとえば、三井家が初めて購入したのは大名の呉服所を務めた家である。また延宝2年段階の復元図でわかるように同族らしき名前が多く、借家数も少ない比較的フラットな住民構成だったようである。明治初年の借家関係史料によれば、家持14軒・借家28軒と家持・借家の比率が逆転しているが、借家人のほとんどは京都出生であり、職業もいわゆる服飾関係の業種が多い。つまり、一般に予想される家持対借家人という階層分化が江戸時代中期以降進行した結果といえるかどうか疑問である。

すでにみたように、六角町の人口動態は予想以上に住民の流動が激しく、家持ですら1世代で居住地を替えていくわけであるから、借家居住をひとつの合理的な居住スタイルとする基礎がある。そこで指摘できるのは、家持・借家という“階層”を居住スタイルの違いという視点から把握できるのではないかということである。京都においては江戸・大坂にみられるような裏長屋型の借家が少ないから、居住の物理的条件では家持・借家の決定的な相違がないとすればなおさらである。この問題を明らかにするためには、複数町の家持・借家の数量的把握、都市内での物理的住環境、家持・借家の“階層”が町内においてどのように差別化されているかということ、都市内での人口流動、以上のようなことを把握していく必要がある。

ロ. 町内の居住地管理

山鉾町をはじめ京都の他町の「町定」に盛り込まれた規定を分類してみると、触の伝達、町の役職、寄合、職商規制、家の売買、家の相続、借家人の地位などについて定めた、住民の構成と組織に関する規定。防火・消火、迷惑行為や紛争の処理、相互扶助、町内の居住者などについて定めた、いわば居住地の生活管理規定。家作・普請、共有施設の維持管理、四辻・隣町との協定に関して定めた、いわば居住地空間の維持管理規定。町会計入用、入用銀割方など町の財政の運用規定に大別できる。

さきの六角町では職商規定が主な内容であったが、居住地の管理という点では、防火・消火のシステムをみると、火事が発生したときには家持・借家人を問わず消火に駆けつけることを定めており、不参の者には家持と借

家人では3：1の比率で罰金が科せられた。また出火家屋の隣・向いの家主は家財の整理のために消火に駆けつける必要がなかった（元和6年・冷泉町，明暦2年・中立売町，享保13年・役行者町）。当時の消防は「こぼち方式」で，延焼の拡大を防ぐために「惣町中」の名で周辺家屋を破壊し，鎮火後は町が建て直しの費用を負担している（元和6年・冷泉町）。

迷惑行為や紛争処理についても，中立売町では「誰々によらず，声高においては，其家へ当町中衆中出合，相さはくへき事」と騒音に対する規定があり，塩釜町では，ゆすり・たかり・押売りの類には隣近所（けんか）で協力して解決するように定めている。町内の喧嘩については，下本能寺町では喧嘩両成敗とし，山名町では町役の和談を聞き入れない住民は町中から省くとまで定めている。

一方，相互扶助についても蛸薬師町では「難儀の事出来候節，又は孤独の人などは互に相救候様に相心得」とあり，中之町では町内困窮者のために町役が保証にたち，借金の返済には町中が関与する可能性まで示唆している。

ハ、他町との関係

他町との規定では，四辻の管理問題を他の地域でも見受けられる普遍的な事例としてあげてみよう。これは単に他町との関係にとどまらず，空間管理という居住システム上では大きな位置を占めた問題である。京都の町は街路をはさんだ両側町であるが，南北の街路に沿った町であればその南北両端に，東西街路は東西両端に町木戸が設置されていた。木戸門の内部が町内の空間であったが，木戸門の外になる四辻がどのような性格を有した空間であるのかは門の内に比べてはるかに漠然としたものしかなかったようである。

六角町文書中の四辻関係史料は，正徳5年（1715）11月付の玉蔵町・八幡山之町（現三条町）・西六角町，それに六角町の4カ町が，新町通と六角通の交差点（四辻）について取り決めた文書である。それによれば，当該四辻で捨子・行倒・喧嘩などが起これば，現場の位置にかかわらず4カ町が立ち会い，相談のうえで処理するという取り決めがなされた。木戸門の内については，個別町の支配だということは自明の理だったが，門の外については六角町のようにいちいち取り決めに締結して，成文化しなければいけなかったようである。これは他の町々でも同様であり，六角町のケースは比較的早い例である。四辻関係の取り決め例を表2にまとめてみた。

最後の下立売猪熊の場合は四カ町で「辻当番」を定め，1カ月ごとに交代している。この例は幕末であり，それ以前に紛糾したことがあると思われる。概して一覧（表2）にみられるとおり，立会いのうえで処置を決定するという例が多いが，しだいに入用は均等割り，実際の処

置は当番町が世話するという，システムとしての四辻管理が確立されていった過程をうかがうことができる。

3. 大坂——船場

大坂は豊臣氏の城下建設に始まり，徳川氏の時代に大幅な町の改造が行われて大坂三郷が成立した。ここで紹介する枳屋町は船場の西部に位置し，北御堂（西本願寺別院）の門前町の性格をもち，また菊屋町は島之内に属し，道頓堀の盛り場に近い町である。いずれも大坂の代表的な豪商が軒を連ねる中心部の町ではないが，その周辺部の庶民的な町で，町家がぎっしり建て込んでいる。

(1) 町の集住形態

枳屋町は備後町通と安土町通の2つの通りをはさむ両側町で，井池筋の少し西から心齋橋筋までの間に位置する。天保6年（1835）には竈数255（家持21，借家人234），空借家22，人口1,037人の町であった。同町には同じころの成立と推定される「竈凶」と呼ばれる建家の状況を示した絵図がある（図2）。それによると町内居住の家持が21，掛屋敷（不在地主の屋敷地）が25を数えることができる。家持のうち自分の屋敷地に独占して居住しているのは5人で，他は敷地内に表借家や裏借家を建てて，何らかの形で借家を営んでいる。借家の比率が高いのは当町に限ったことではなく，たとえば元禄2年（1689）における大坂三郷の所帯主の数でも家持が12,977人，借家人が68,315人で，借家の比率が84パーセントにもものぼっており，近世大坂の住宅事情を特徴づけていた。

枳屋町を具体的にみると，備後町通に面して北に13軒，南に14軒，安土町通に面して北に16軒，南に16軒，井池筋に面して東側に27軒，西側に28軒，心齋橋筋に面して

表2. 四辻関係の取り決め例（京都）

年代	場所	内容
1690	五条室町	四町立会処理
1715	新町六角	四町立会処理
1731	五条下寺町	入用均等割（馬方死去につき）
1739	堺町五条	捨子あり／処理不詳
1775	大宮五辻	入用均等割／世話は当番
1777	富小路五条	入用均等割／世話は片方
1778	大宮寺之内	入用均等割／世話は近接町
1780	大宮五辻	木戸位置変更による確認
1798	高倉五条	三町立会／入用均等割
1830	烏丸仏光寺	四町立会世話／入用均等割
1830	西洞院錦小路	入用均等割／世話は当番
1836	寺町高辻	当番制
1849	室町鍵屋町	入用均等割／世話は当番
1856	下立売猪熊	辻行事当番

東側に32軒、合計146軒の表家が建ち並んでおり、その大部分が長屋建の構造を持っている。一方、敷地の奥には小規模な裏長屋がみられ、その数は152軒を数えることができる。表家には商人と職人が混住しているが、裏長屋の職種は基本的には職人や振売商人が多く、はっきりとした住みわけの状態がみられる。

一筆あたりの建物配置をみると、借家のほうは奥行き6間ほどの表家の裏に、路地を引き込んで裏長屋を配置している。細長い敷地の奥をできるだけ効率よく利用しようと工夫を凝らしている様子を読み取れる。路地の1画には裏借家の住民のための生活共同施設が設けられていた。共同井戸、共同便所、塵芥捨場である。井戸と便

所がすぐ近くに配置されているため、衛生上の問題をはらんでいたことが容易に想像できる。

大坂の借家の形態は土地と家屋の両方を賃貸するものであった。この方式は京都にも共通するが、江戸の借家は「地借」といって宅地だけを賃貸し家宅は自費で建てるものが多くみられた。借家の建築は、船場の中心地では一般の持家町家と変わらない1戸建が借家とされる例もあった。しかし大半は栢屋町の竈図にあるように表通りに表借家、その裏に路地に面した裏借家が建設された。1軒1軒の持主が異なる持家は独立住宅にならざるを得ないが、借家の場合は表裏ともにそのほとんどが長屋建となっていた。借家の多い大坂は「大坂ハ御覧の如く長

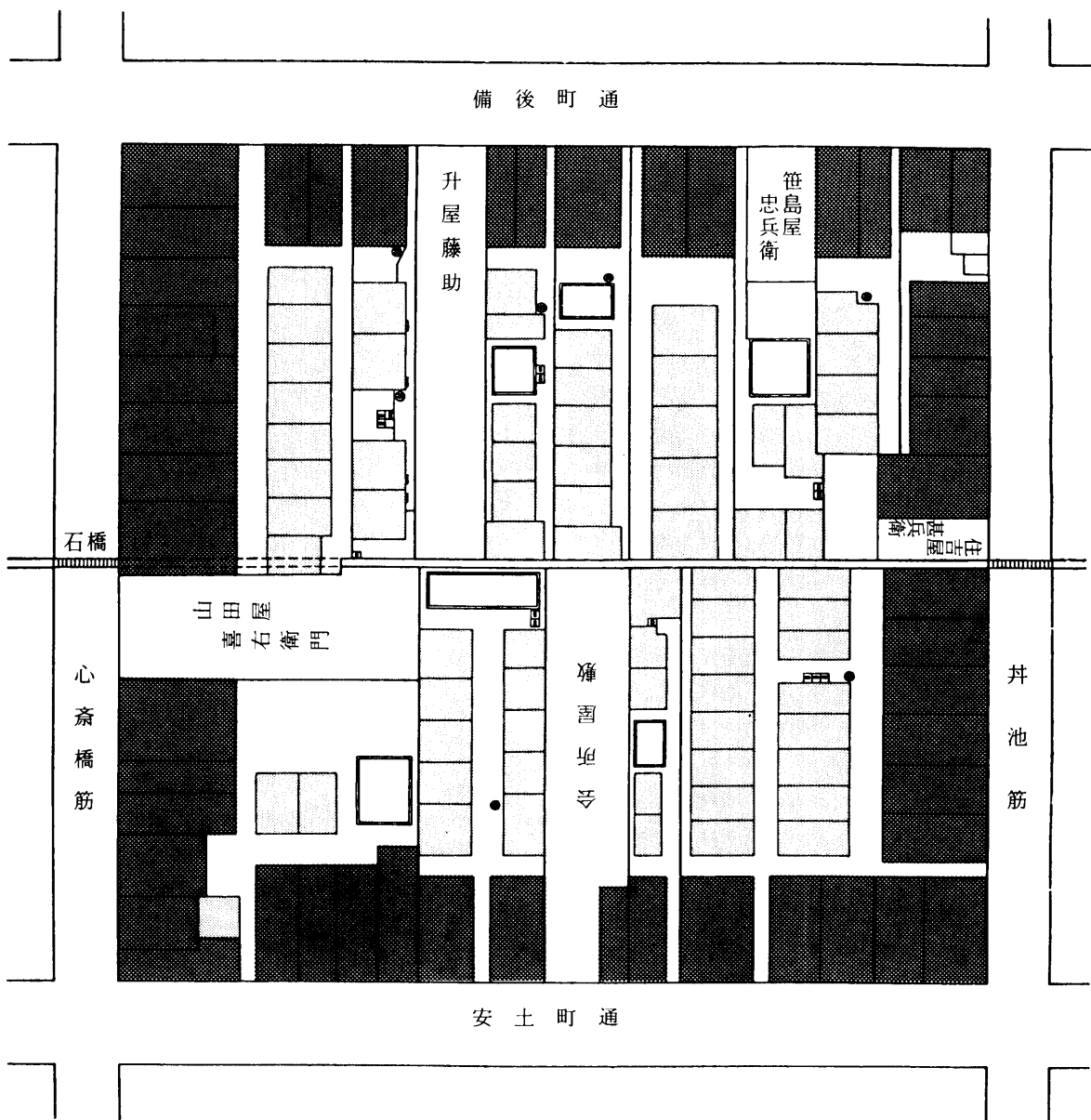


図2. 栢屋町竈図(部分)
(濃いアミ)表長屋, (薄いアミ)裏長屋, 人名:家持

屋建多く御座候」(『所以者何』)と記されたように、長屋建の多い町であった。

(2) 家屋・居住者の動態

イ、居住者の動態

江戸時代における住人の居住動向をみるために、比較的史料の整っている菊屋町を取り上げたい。同町では正徳年間(1711~16)から明和年間(1764~72)にかけて町内居住の家屋所有者の約半数が交代しているが、とくに明和6年(1769)から9年にかけて家屋敷の売買が集中している。この間の町人の移動を年代を追ってみると次のようになる。

元文2年(1737)／紙屋伊兵衛は享保17年(1732)より中浜屋源四郎の借家に住んでいたが、この年より家持人になり、さらに西高津新地に掛屋敷(借家)まで所有。明和元年(1764)／正徳期から間口8間の家持であった中道屋六兵衛は、明和元年に笹屋藤兵衛から間口5間を、同8年に播磨屋吉右衛門から間口2間半の敷地を購入。

明和6年(1769)／正徳年間より菊屋町に住んでいた京屋清兵衛は明和期に町年寄も務めたが、同6年当主清兵衛の死亡によって家屋敷を銭屋善兵衛に売り渡し、悴庄兵衛は南勘四郎町の借家人橘屋治兵衛に、母親と後家は町内借家人京屋庄右衛門方に引き取られていった。

明和6年(1769)／海部屋清三郎の借家人であった銭屋善兵衛は宝暦12年(1762)に海部屋の家守になり、明和6年には町内京屋清兵衛の死後、同所の家持人になる。

明和7年(1770)／鍵屋伊右衛門は宝暦以前から町内借家に居住していたが、明和6年に他町居住河内屋伊左衛門の家守になり、同7年には同所の家持になる。

明和8年(1771)／寛永ころから町内に居住している播磨屋吉右衛門が町内の中道屋六兵衛に家売り渡す。当主吉右衛門は岩田町の借家人播磨屋伊兵衛に、母、女房、娘、下男は宗右衛門町の炭屋長左衛門方に引き取られた。

明和9年(1772)／正徳年間より町内居住の家持であった奈良屋太郎右衛門は、隣家の池田屋源助に売り渡し、源助の借家人として住み着いている。

上記は1例に過ぎないが、町内の居住者は絶えず家持と借家人の間で上昇と没落を繰り返しながら住み替えていたことがわかる。また同町における享保年間の借家人のみの移動状況を見ると、全借家戸数150戸のうち、1/3は10年以上居住し、1/3は数年で移動し、1/3は3年以内に移動するという数字を示すが、表借家の住人の定着率が高いのに対し、裏借家の住人は短期間で移動している。

ロ、借家建築と裸貸

大坂の借家建築は賃貸を想定した独特の構造を持っていた。『所以者何』によると、京・大坂の借家を比較して、「京都ハ借家建具大体家付、天窓の張替、井戸釣瓶等家主より。大坂ハ建卸家の儘にて、内造作ハ家借り主より自分仕候」とある。借家といえ、今日では内部の建具も畳も備わっているのが常識であるが、近世の大坂では「家付物」は外回りの戸締まりだけで、内造作は借家人が自分で工面するものとされていた。家主の側の史料である「家附物控」という借家備え付けの建具の書上げは、表借家・裏借家ともに「表メリ」「裏メリ」という外部の建具と床面積が記され、表借家はこれに加えて井戸、雪隠の記載があるだけで、内部の造作は書き上げられていない(天保13年三井家所有玉水町借家)。一方、借家人側の史料として、文化・文政から天保期にかけて大坂堀江御池通5~6丁目で破産になった者の家財道具を書き上げた「身代限り諸色附帳」をみると、借家人の家財道具の中に、畳・真蔭・障子・襖・天井板・上がり框などの内部造作が書き上げられている。こうした例から借家には内造作がなく、借家人が持ち込んでいたことが確認できる。このシステムは『所以者何』も記しているように同じ上方でも京都にはみられない慣習で、大坂では古くから「裸貸」と呼ばれ、建具付きの「附貸」と区別されていた。

「裸貸」は今日の住居水準からみると不十分なシステムという評価もできるが、当時の都市生活においてはそれなりに合理的な面もあった。ひとつには家主からみると畳や建具をめぐるトラブルを避けたと考えられることである。もうひとつ表借家の「店借り」では、内造作を施していないほうが様々な職種に対応でき、合理的な借家形態であったと考えられる。「身代限り諸色附帳」に上がり框や天井板が書き上げられていたのも、表借家の「店」に使用されていたものと考えたと納得できる。こうしたことを勘案すると裸貸の借家は上昇と没落という流動性の高い近世大坂の借家層の受け皿の役割を果たしていたのである。

(3) 町の運営と管理

イ、町定

大坂の町では日常生活にかかわる様々な問題を処理し、その経費を負担していた。道路や溝の管理、火事の対策、橋の修復、捨て子や行倒れ人の世話など身近な生活空間の管理はすべて町内が行うことになっていた。また町内では正月の初穂を愛宕山・八幡・祇園などに納め、三郷の玉造稻荷・朝日宮・高津宮・四天王寺の祭礼行事にも出金している。おもしろいのは相撲の札を買ったり、勧進能・狂言尽の畳代まで町内が出している。このよう

に宗教・文化の行事も含めて、町内のもつ公共的な機能は現代とは比べものにならないほど大きなものがあった。

近世大坂では町の運営に関して「町内式目」「勘定仕法」と呼ばれる法を定め、共同生活を円滑に運営するために、色々の申し合わせを盛り込んでいた。京都と同じように大坂でも同業種や特定の職業の禁止事項が注目される。船場の中心部・道修町2丁目の文政7年の町内式目では、家屋敷の売買にあたって、町に不似合いな人に売買しないとか、不特定多数の人間が集まる客商売などに借家を貸さないことを定めている。ほかにも町によっては騒音を出したり、出火の危険がある職種を規制している例がみられ、町内の生活環境の保全に留意していた。

町内式目には町家と町並みに関する規定もみられる。道修町2丁目では、町の地形が東から西に向かって低くなっているため、家屋の基礎工事をする際には、上流すなわち東隣の敷地より1寸下がりに地固めをすれば、水はけにまつわるトラブルもなくなり、また自然と町並みも整うと定めている。白髪町では、家屋敷の普請の際は、敷地を整地する前に町内の了承を得、年寄・月行司・隣家の家主そして大工の立会いのもとに、地面の高さを決めている。そして少しでも高く築いた場合は、家の普請が完成したあとでも地面を下げさせると定めている。

また町家の表構えについて定めたものがある。さきの道修町2丁目の町内式目には「惣て表通り拘り候繕いにて、我がままに仕まじく候事」と定めており、突飛なデザインを互いにいましめ、近隣との協調をうたっている。また天保4年の南米屋町2丁目の町内式目にも、往来に庇や出店を張り出し、また荷物や干物、植木などをはみだして置くことを禁止している。隣家と軒を接し、高密度な居住地であった大坂では、共同生活を維持し、生活や環境を守るためのシステムを町内単位で編み出していたのである。

大坂の「町定」のもうひとつの特徴は、「勘定仕法」といわれる負担方法が詳細に規定されていることである。たとえば、年頭八朔の奉行所への付け届け、神社の初穂料、半鐘打賃、溝^{みぞ}浚の人足賃、のちに紹介する町木戸、町橋の分担金など、公役・町役の内容と賦課方式がきわめて詳細に記されており、また家持・表借家人・裏借家人の負担方法などにも細かい配慮がみられる。このような規定は京都の「町定」にも町の財政として数箇条登場するが、大坂ほど詳細であらゆる事態を想定して決められたものはない。住民の移動が激しく、かつ借家人の比率が8～9割を占める大坂の町内では、「町」共同体を維持するためには、詳細に成文化した規定を用意して、周知徹底を図っていたことがうかがわれる。

ロ. 町の環境保全（防火・消火と清掃）

近世の大坂では、町奉行所は公儀橋以外は一切の公共投資を行わず、橋・道路・堀川の維持管理はすべて町人に任せていた。木造家屋の建ち並ぶ都市では火災は致命的な被害をもたらしたから、防火・消火の体制は最も重視されたはずだが、幕府は市中の火災についても何ら対策を講じていない。それどころか火災が起こった場合、幕府関係の施設・役宅や、寺町・三郷各惣会所という公的性格の施設に至るまで、町の火消人足の出動を義務づけていた。市中の火災に関しては、町が一切の責任をたねばならなかった。

町の防火体制は承応2年（1653）の御触によると、おおよそ次のようなシステムがあった。まず町人は手桶を家ごとに常備しなければならなかった。家持大工は免除されたが、その代わりに市中どこで火災が発生しても、頭3人・平大工30人が鋸を持って町奉行のいる所に駆けつけなければならなかった。これは延焼拡大を防ぐために、まだ燃えていない家屋を壊す必要があったからである。一般に町人は火災が発生すると手桶を持って消火に駆けつけることが義務づけられていた。これは火災の発生場所ごとに出動する町の範囲があらかじめ決められていて、該当する町人で不参加の者は処罰された。こうした消火活動のため町々には火消組合が結成されたが、市中全体の消防体制は独自の組織・体制・人員があったのではなく、結局は各町ごとの防火・消火が基本になっていた。

塵芥処理はどうか。江戸時代に日本を訪れた外国人は、日本の都市は世界的にみても清潔であると口をそろえてほめているが、町を美しく保つシステムがそれなりに整っていたことをうかがわせる。しかし町内の道掃除は誰がしたのかという基本的なことがらも、判明していない。北浜二丁目の覚書集（大阪商業大学蔵）の中に文化6年（1809）の申し合わせとして、従来浜の石段掃除賃を町から支出してきたが、今後は中止し、見苦しいときはその家々より掃除をするように改めるというものがあり、町内の住人が町中の道と浜のうち、自分の屋敷の前は責任を負っていたと推定される。

各戸から排出される「ごみ」はどう処理されたのであろうか。安永2年（1773）三郷町民の口上書に「三郷町家塵芥の儀、是迄百姓掃除致し取り来り候へ共、田畑の助に相成る物ばかり持帰り、石・瓦・木切・竹切等は残置く」とあり、市中の塵芥処理は原則として近在の農民が取り扱っていたことがわかる。三郷町家の屎尿も摂津・河内の農民が汲み取って、町家に礼物または代銀を支払っていたから、その農民が同時に塵芥を引き取る慣習ができていたのである。もっとも口上書にもあるように、肥料とならない塵芥は、農民が持っていってくれなかったため、家別に1カ月10銭から20銭を出し合って人夫を雇い、屋敷回りに掘った穴に埋めていたらしい。

ハ. 近隣の町々との共同管理

1 町内ではなく近隣の町との間で共同管理をする都市施設が町木戸、火の見梯子^{はしご}、町橋である。町木戸の建設費・維持管理費は隣接する町内と折半している例が多いが、南組権右衛門町の町木戸の場合をみると、北門は全額町内で負担、南木戸門は隣接する立売堀一丁目と等分して負担、讃岐屋町との境目の木戸門は3割を負担している。これは町内の形態によって負担区分を工夫しているためである。

火の見梯子は近隣の原則として8つの町内が組合をつくっていた。たとえば久左衛門町に設けられた火の見梯子が明和8年(1771)に建て替えられたときには、総額銀399匁4分1厘を二分し、199匁7分5毛は8町が24匁9分ずつ平等に割り(八丁割)、残りの199匁7分5毛は8町の役割数を合計して一役ごとに割りつける(八丁役割)という2種類の負担区分を組み合わせた計算方法をとっている。

町橋もいくつかの町内にまたがって運営されている施設である。大坂の橋数は「大坂橋名寄」(寛延2年)によると「公儀橋一二・町橋一三九・大名衆船入橋七」と記されている。このうち公儀橋は幕府の管理下にあった橋で「天下橋」とも呼ばれ、普請の費用の大半は幕府が負担し、手伝い人足賃は三郷が負担した。大名衆船入橋は蔵屋敷の船入に架けられた橋で、大名が管理することになっていた。これに対して町橋はすべて町人の負担でまかなわれた。

町橋の架替え費用の負担には「橋掛り町」という大坂独自のシステムがあった。元文4年(1739)に心齋橋を架け直したときを例にとると、総費用の半額を橋ぎわの2町が負担し、残りの額は橋詰めから南北に連なる一定の町まち(橋掛り町)が負担し、橋から遠ざかる町ほど負担額を減らすという方法をとっている。具体的には心齋橋南詰めの銚屋町を1とすると、南の木挽北之町は0.9、木挽中之町は0.81(0.9×0.9)、木挽南之町は0.729(0.81×0.9)、菊屋町は0.6561(0.729×0.9)と橋から遠ざかるほど順に1割ずつ負担額を減じている。つまり橋からの距離によって応分の費用を分担するという考え方である。

火の見梯子にしても町橋にしても、それぞれ独自の分担システムがある。それはおそらく長い間の経験から編み出され、当時は最も平等なシステムとして認められていたに違いない。それを具体的な数字で示しているところに、大坂の経済的合理主義が貫かれていて興味深い。

4. 奈良——奈良町

奈良は平城京造営によって古代律令体制のもとで首都としての位置を占めていたが、長岡京遷都によって市街

地は田園と化した。しかし大社・大寺は平城京廃都後も莊園領主として残り、とくに興福寺や元興寺の周辺には人家が増え、12世紀には門前郷が発生した。門前郷の住人は社寺の下人や従属民という立場にあり、中世を通じて社寺は、衆徒・国人を下人・従属民として支配力を行使していた。しかし次第に門前郷の商工業が発達し、多くの座が結成されるようになり、さらに戦国時代の動乱を経て16世紀中期には町場部分を中心として「奈良惣中」という郷民の横断的な自治組織が生まれてきた。町の連合体である奈良町は中世には社寺に従属する門前郷の役割をもつに過ぎなかったが、16世紀中期からは自立的に成立する商工都市としての性格を色濃くしていった。

奈良町の一町である東向北町は、現在は近鉄奈良駅に隣接し東向商店街を形成する繁華な町であるが、町並みの形成は16世紀末ごろから進んだらしい。当初、通りの西側にのみ町家があって東側は興福寺の築地となっていたことから「東向」の称が生まれたという。

貞享4年(1687)の奈良町の職業は、奈良晒・武具・酒に特色があり、両替屋や魚屋など特定の町に偏っているものもある。東向北町の記録によると、布商のほか、米商、荒物商、鍛冶職など、日常生活にかかわる商人・職人が多く、東向北町は、職業構成からみて奈良町の中で標準的であり、特殊な条件をもつ町ではないと判断される。本項では、『万大帳』などの史料が残され、しかも立地からみて奈良固有の側面をあらわしていると評価される、東向北町における都市居住の状況を考察する。

(1) 町の集住形態

奈良の町割りのほとんどは、条坊を基本とするややいびつな碁盤目状と短冊状の形であるといつてよい。町はその町割りの道路の両側の町屋から成り立ち、古い町では20~30軒程度から成る町が多かった。各家の敷地は間口に比べ奥行きが長い短冊状の形をしていたが、町割り同様、敷地の形もいびつなものも珍しくなかったようである。また、町には町所有の会所や木戸、一部の町には町持ちの貸家があり、会所では折りにふれ町人が寄合いや会食などに集まった。

享保15年改「家之覚」や売買記事の寸法をもとに、東向北町の町の屋敷割りを復元した(図3)。町は南北の東向通に面して間口2~5間の町家が並んでいた。通りの中程西側には会所があり、東側の北から2軒目には一乗院所有の西坊号所がある。また西側南から5軒目と6軒目は本来は興福寺専当所有の号所である。図からわかるように町の西側と東側では、西側の家の奥行きはどの家もだいたい7間から8間ぐらいであるのに対し、東側では12間から13間であり、間口は西側では3間ぐらいが多いのに対して東側では4間前後のものが多い。全体として東側に規模の大きい家屋敷があるといえる。

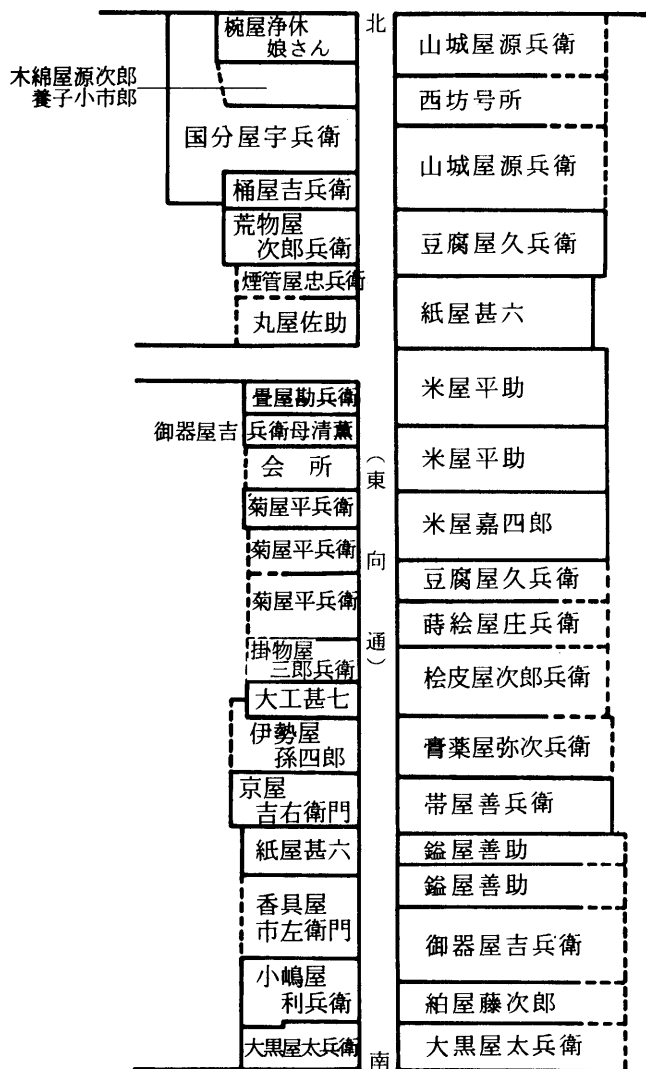


図3. 東向北町の屋敷割り復元図

奈良町は条坊を基本とし、条坊に面さない奥の家屋と条坊をつなぐ辻子と呼ばれる小路が縦横に走っている。そのことからわかるように、町の境界は街区の中程にあり、道路から奥深い町が多い。東向北町はその点では異色で、道路に面する家屋だけで町が成り立っている。

木戸は、奈良町のかかりの町につけられていたらしく、東向北町でも南と北に門柱を建て木戸が設けられ、門の外側には溝をつけ石橋が架けられていた。この木戸を基準に、町の長さは南北68間3尺5寸とされていた。

(2) 家屋・居住者の動態

奈良町の元禄11年(1698)の家持は5,041軒、借家は5,243軒で、借家率はほぼ5割であった。東向北町の家持は29軒、借家は7軒であるので、当町は家持の多い町の部類に入る。しかし19世紀以降の宗門改帳によれば、家持46軒、借家71軒になっており、借家化が進んでいったことがわかる。

『万大帳』の記載でわかる範囲について、正保元年(1644)から慶応4年(1868)までの家屋敷や借家人の

動向をみてみよう。

イ. 家屋敷売買の実態

まず家屋敷売買・譲渡件数は、215年分で174件であるから、年平均の件数は約0.8件である。5年間に4軒の家屋敷で所有者が替わることになり、全体の軒数が40軒程度であるので、単純に計算すると50年ほどで町内の家屋敷所有者が交代したことになる。

174件の家屋敷売買・譲渡のうち、家の所在地、売主、買主が把握できるのは128件である。同一の家に最も長く居住した例を割り出すと西側中程の菊屋があげられる。菊屋は寛文元年(1661)から天保3年(1832)までの171年にわたって同じ家に居住している。これに続くのが東側南角の大黒屋で、少なくとも寛文10年から天保8年までの167年間居住していることが確認できる。このほか、米屋が159年以上、山城屋が158年、御器屋が141年以上同一家屋に居住している。

19世紀以後の宗門改帳からの分析でも、家持の6割以上は21~80年以上居住していたことが明らかにされており、家持層の定着率は京都などと比べると高いといえる。

ロ. 借家人の動向

同じく宗門改帳の分析によると、借家人では家持層とは対照的に1~5年の居住期間のものが7割近くを占めていた。『万大帳』の記載によって借家人の在住期間を追うと、桶屋吉兵衛借屋の松屋孫七について享保12年(1727)・16年に記事があり、豆腐屋久兵衛の借家人道具屋源四郎について元文4年と寛保元年、木綿屋小市郎借家の柴屋三四郎が享保12年・17年にみえるなど、5年前後の存在が確認できる。借家人が家持になる例もいくつかみられたが、借家人の定着率は家持に比べると著しく低かったことがわかる。

ハ. 大火と焼屋敷

大火があると家屋敷売買が平時よりも多くなった。宝暦の大火で焼失した12軒のうち焼屋敷の売買3件と焼地の分割1件とが『万大帳』に記されている。焼屋敷の売買価格を割り出し通常の売買と比較すると、焼屋敷が非常に安価に売買されていることがわかる。焼屋敷の実体は空地であるから、家の建っていない土地が非常に低く評価されていたとみることができよう。また焼屋敷や空地の購入に際しては、町に支払う祝儀銀を半額に減免することが一般的な慣例になっていた。

安価な土地を購入したものに対し、さらに祝儀を半額とする理由は明確ではないが、町が空地を嫌ったためではないかと考えられなくもない。町運営の仕組みからみて空地は町にとって好ましいものではない。また家屋の新築には相当な経済力が必要だったことも理由である

う。家屋を早急に新築する条件で、空地の購入者に便宜を図ったのではないだろうか。町共同体維持のためには、そうした有利な条件で新しい町の構成員を迎えざるを得なかったとみるのが妥当かもしれない。

(3) 町の管理

イ. 町定

奈良町では町定はどこ町でも成文化されていたわけではなく、不文律として認知されていた町もあったようである。中筋町の町定目（享和3年・1803）には、御公儀の掟目・法度を守ること、町内で集金した金銭の出入りに関すること、年寄・月行事の職務に関すること、町法の提案に関すること、町の金融の証文の手続きに関すること、町入のこと、などが記載してある。このような町定は奈良町のどの町でも似通っていたと思われるが、成文として持っていない町も多かったのである。

また、大坂などと比べると町定の内容・項目はきわめて概略的である。大坂の場合には微に入り細を穿ち、事細かな規定が記述されている。奈良町の町人は大坂や京都に比べると定着性が高く、町の社会関係は安定していたと思われる。そのために町運営に関する認識の共有度が高く、厳格・精密に規定しておく必要性が少なかったのではないか。とりわけ、定着性が高く町運営の主体ともなる家持の多い町では、社会関係は一層安定しているはずであり、成文による町定が求められなかったことも推測できるところである。

ロ. 町間のルール

奈良における町間の取り決めとしては、興福寺が管理する鹿が町中で死んだ場合の死鹿の処理のしかたが知られている。町域内で死鹿が出た場合、町用人をもって仕丁へ報告するとともに見分、月行事から興福寺別当の支院へも届ける。そして、別当と仕丁に対して清目銭を支払って死鹿を引き取ってもらうのである。

清目銭を町が支出するかどうかは、死鹿の位置を厳密に確定することによって決定された。東向北町の町域内において死んだ鹿に対しては清目銭を町が支払うが、町の門外で死んだ場合には清目銭は出さず、管轄外の処理になる。ところが天明7年（1787）6月28日の南の門外西方で死んだ鹿に対しては清目銭を出している。この事例では、東向北町と中筋町と東向中町の3町の辻で死んだということから、町域外であるが、辻中のことは3町立会いで処理という先例によって、3町が共同で処理し、清目銭を支出したのである。死鹿の場所の認定は厳密に行われたこと、町の門外でも辻中は町域内に準じて、関係町々の共同管理になっていたことがわかる。

死鹿の処理については、町は報告して清目銭を払うだ

けであり、神鹿である鹿の管理責任は町側にはなかった。死鹿の問題は門前町としての奈良町を特色づけているが、近世中期には奈良総町としての対処ではなく、個々の町単位の対処が原則であり、死鹿の位置によって処理のしかたが厳密に定められていたことがわかる。

しかし個別のトラブルについては必ずしもルールが確定していないこともあった。東向北町には、東側と西側のそれぞれに家の表の「中溝」と裏の「地尻溝」の溝川が流れていた。町の南側を通る東西路の興福寺赤門通が地形的に高く、この道路を境目にして溝川は、北側は東向北町に流れ込み、南側は東向中町に流れ込んでおり、赤門前の溝川ではトラブルが絶えなかった。宝暦10年にも興福寺は溝川の堰口が狭く赤門の前が川原になるので堰口の石を上げるように申し入れ、赤門通の北側の町々は堰口を拡大すると被害が一層大きくなると考え、南側の町々は逆に、堰口が小さいから洪水が起きると考えて奉行所に訴えるなど、それぞれ利害が対立する格好になっていた。奈良奉行所は間に入って調停を行い、宝暦11年（1761）ごろに、従前の裁定をくつがえさず、若干の対応を行うこととし、根本的な解決には至らなかったようである。

この問題はあとあとまでくすぶり続けたが、町と町、および興福寺の利害対立が、当事者間での合意によっては解決できず、奉行所という行政機関に調停が求められたことは、奈良町の自治の限界性、あるいはその性格をうかがわせるものであるといえよう。

5. おわりに

以上、京都、大坂、奈良の3都市における個別の「町」共同体の都市居住システムについて概略を記した。最初に述べたように、本研究の課題に迫るためにできる限り同一のテーマでデータを収集しようと試みたが、史料の残存状況もあって、個別事例のうちから興味あるテーマを抽出して紹介した。3都市を同一に論じることができないのは当然のことであるが、こうして並べてみると、都市居住のシステムには共通する点が多くみられる。

いずれの都市においても「町」共同体による「自治」的な運営が行われ、たとえば道路や溝の維持管理、さらには隣の町と境を接した木戸門や四辻の管理、などに住民の生活の知恵を発揮している。こうした住民による自主的な居住地管理は日本の都市史上注目すべき歴史的事実であると考えられる。

しかし一方で3都市の居住システムは微妙な差異をみせている。たとえば町定の内容をみると、奈良はきわめて概略的な内容で、京都はかなり整備された内容になっている。大坂は問題別に整理された膨大な条文があり、しかも問題解決に関する負担規定が詳細に取り決められ

ている。こうした差異の背景には3都の「町」共同体の成立事情や人口構成などが介在していることを思わせる。中世の惣的な門前郷から近世初期に町に発展し、近世には家持が多数を占め、住民の移動は少なく、比較的安定した共同体をつくっていた奈良。中世以来の「自治」都市の伝統をもち、近世には家持が比較的多数を占めて町政を運営する京都。そして近世城下町の系譜をひき、町政は家持が運営するが、実際の構成員は借家人が多数を占め、住民の流動性が最も激しい大坂、といったそれぞれの都市的性格が浮かび上がってくる。

本年度は3都市の都市居住システムについて、個別の「町」の概略を紹介し、簡単な比較を試みたが、次年度では、分類項目を横断的・編年的に相互比較して、近世「町」共同体における都市居住システムの全体像を明らかにしたい。

〈研究組織〉

主査	谷 直樹	大阪市立大学生活科学部講師
委員	伊東 宗裕	京都市歴史資料館員
	内田九州男	大阪城天守閣主任学芸員
	鎌田 道隆	奈良大学文学部教授
	多治見左近	大阪市立大学生活科学部助手
	増井 正哉	京都大学工学部助手